

防災行政無線の戸別受信機が変わります

市では、現在、防災行政無線のデジタル化工事を行っています。それに伴い、今お使いの戸別受信機を新たにデジタル対応の戸別受信機に交換させていただきます。戸別受信機の交換は、市が委託する業者が各戸に伺い、電波の受信状態やお住まいの方の意向を確認し、取り付けを行いますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、戸別受信機の交換に当たってお金をいただくことはありません。

《交換のスケジュール》

マキノ・今津・新旭・朽木地域
・平成24年1月から3月までの間に行います。
・自治会ごとの日程は防災行政無線や自治会を通じてお知らせします。

※安曇川・高島地域は、平成25年夏以降になります。

図 総合防災課

☎(25)8133

【固定資産税】
家屋の新増築・売買・相続
などをしたら届出を!!

固定資産税は、毎年1月1日に所有されている土地、家屋、償却資産に対して課税される税金です。

このため、家屋の新築や増築、取り壊し、売買、相続などされた場合、次のいずれかの手続きが必要となります。

○ 建築確認が必要な家屋の場合

建築確認を必要としない地域や建築面積が10㎡未満の家屋についても、新築や増築をされた場合は、固定資産税の課税対象となりますので、税務課までご連絡ください。

○ 不動産登記がされている家屋の場合

【取り壊したとき】

・ 法務局で「滅失登記」の手続きをしてください。

・ 滅失登記が12月31日までに完了しない場合は、「建物滅失届」を税務課または支所へ提出してください。

【売買、相続などをしたとき】

・ 法務局で「所有権移転登記」の手続きをしてください。売買契約済または相続協議済で



▲デジタル対応の新しい戸別受信機

林業退職金共済制度
からのお知らせ

「以前、林業の仕事をしてきたが、林業退職金共済制度へ加入していたか分からない」「林退共制度に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない」「罹災した」「共済手帳の紛失や退職金の請求等の手続きをしなければならぬ」といったような方はおられますか？

これらの制度に関して分からないことがあれば、お気軽にお問い合わせください。

図 滋賀県森林組合連合会

☎077(522)4658

あっても、登記が12月31日までに完了しない場合、平成24年度の納税義務者は変わりません。

○ 不動産登記がされていない家屋の場合

【取り壊したとき】

・ 「建物滅失届」を税務課または支所へ提出してください。

・ 「売買、相続などをしたとき」「未登記家屋の所有者変更届」を税務課または支所へ提出してください。(契約書、協議書の写し等権利が確認できる書類を添付してください)

※道路改良などの公共工事で、家屋を取り壊された場合も届出をお願いします。

※届出等が遅れると引き続き課税されますので、お早めにご手続きをお願いします。

※市役所での手続きに必要な「建物滅失届」「未登記家屋の所有者変更届」の用紙は、税務課または各支所にあります。

また、市ホームページからもダウンロードできます。

図 税務課

☎(25)8116

2012年版県民手帳
等販売中

- ▼販売期間 12月22日(木)まで
- ▼取扱場所 市役所(情報統計課) 各支所
- ▼販売価格
 - ・ 県民手帳 500円
 - ・ 農業日誌 1,470円
 - ・ ファミリー日誌 1,470円
 - ・ 新農家暦 490円

図 情報統計課

☎(25)8527

市内で交通死亡事故が
多発しています!

今年に入ってから10月末までに市内で6件もの交通死亡事故が発生し、前年の4件を上回る非常事態となっています。

10月17日(月)、15時20分ごろ、今津町浜分の県道海津今津線で、トラックが追い越しざまに原付バイクに接触。原付バイクの運転手が転倒し死亡するという事故が発生しました。

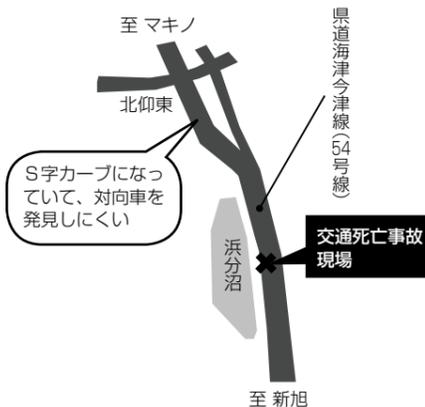


図 交通対策課

☎(25)0058

この事故の原因としては、大型トラックの運転手がカーブに入る前に追い越そうとハンドル操作を誤ったことが挙げられます。

また、この道路は途中に長い直線区間があり、全体的に速度超過の車両が多く見られます。直線で速度を上げて、追い越しをしようとすると、カーブの先から来る対向車両の確認が遅れ、対処できなくなります。

制限速度をしっかりと守り、対向車に注意して運転しましょう。

市長の手帳
全体達成率64%
マニフェストにかかる事業の取組状況



私はマニフェストで、市民の皆様「7つの元気」をお約束し、その具体策として54項目の施策を挙げております。そしてそれぞれに関係する事業や施策を常に意識し、その実行に努めて参りました。

このマニフェストの達成度や熟度につきましては、市民の皆様がそれぞれに尺度をお持ちであると思いますが、私の思いで自己評価をいたしました。

評価は「○」「△」「×」で表示し、「○」は達成できたものです。「△」は手をつけて十分やっているもので「○」に近い「△」です。例えば、教育の推進では、「補助教員を確保し、教育・指導にあたります。」と

お約束しており、就任後に学校の補助教員を11名増員しておりますが、これで教育・指導が達成されたのかどうか判断が難しいことから、私は「△」をつけています。そして「×」は現在検討中のものや手をつけていないもの、達成に程遠いものです。

採点結果では、「○」が41%、「△」が46%で、「△」の達成率を「○」の半分(23%)とみなし、**全体の達成率を64%**としております。

2年間の市政への取組み状況

(平成21年度決算から平成23年度予算までの事業抽出)

お約束 7つの元気!	項目数	○	△	×
(1)15年間の子育て支援	7	5	0	2
(2)教育の推進	4	1	3	0
(3)医療の充実	6	5	1	0
(4)高齢者の支援	3	1	2	0
(5)活力の応援	13	3	9	1
(6)産業の振興	6	2	2	2
(7)交通網の整備	2	0	2	0
(8)その他の項目	13	5	6	2
計	54	22 41%	25 46%	7 13%

今年度末には再度検証いたしまして、皆様にもマニフェストの達成状況をお知らせしたいと考えております。

マニフェスト評価の詳細につきましては、市ホームページの「Web市長室」をご覧ください。